

サイトラインの確保等に係る検討WG (第2回)

議事録

■日 時 2024(令和6)年10月4日(木) 10:00~12:00

■場 所 WEB 会議形式

1. 開 会

(座長)

- ・ 皆さんおはようございます。第2回の「サイトラインの確保等に係る検討WG」を始めます。今日もお集まり頂き、誠にありがとうございます。それでは、議事次第に沿って進めます。
- ・ 今日には3つの議事があり、最初は、これまでの論点と主な意見、それからサイトラインの確保に係る調査の結果報告、そして今後の整理も含めた論点について、皆様のご意見をお伺いしたいと思います。
- ・ 事務局から資料についてご説明をお願いします。

2. 議 事

(1) サイトラインの確保等に係る論点と主な意見(第1回)

以下の資料について事務局より説明。意見、質疑なし

- 資料2 サイトラインの確保等に係る論点と主な意見 (第1回)

(2) サイトラインの確保等に係る調査結果の共有

以下の資料について事務局より説明

- 資料3 サイトラインの確保等に係る調査結果の共有

(座長)

- ・ 資料の説明ありがとうございました。時間が限られておりますが、できる限り多くの方々にご発言頂きたいと思っております。まず設計者に対するヒアリング結果、調査1、通しp. 11からの「主なヒアリング結果」について、皆様の感想等がありましたらお願いします。
- ・ 2015年に劇場、競技場等の建築設計標準が初めて国から出されました。その後、9年目になりますが、多くの施設、特に競技場、大規模なホール等ではサイトラインの設計が進められてきたと認識しています。委員の方々の中にはヒアリングの対象になった方もいらっしゃるかと思います。遠慮なくご発言頂ければと思います。
- ・ 調査2の「客席の手すり高さに関する地公体の条例の例について」、東京都の建築安全条例、火災予防条例等にて、第1回WGの中で検討課題になりました前面の手すりの高さ、同伴者席の固定についても触れられているという紹介がありました。東京都で補足等あればお願いします。

(委員)

- ・ 直接所管する担当ではないのですが、お示し頂いたとおり、安全条例、火災予防条例ともに、東京都としてはこのようなルールを定めていると認識しております。

(座長)

- ・ 安全条例の改正は、オリパラの招致が決定した後だったように記憶しています。期日は何年ででしょうか。オリパラ関連の都立競技場等には反映されたという理解でよいでしょうか。

(委員)

- ・ 改正の時期について、手元に記録を持ち合わせていないので、後ほど確認させて頂きたいと思います。
- ・ (会議後、確認いたしましたので報告いたします。

●東京都建築安全条例

「手摺」に係る改正は平成5年3月を最後に以降は更新されておりました。

平成30年10月に、「仮設建築物等に対する適用の除外」について整備しておりました。)

(座長)

- ・ わかりました。ありがとうございます。突然私のほうから質問しまして申し訳ありません。

(委員)

- ・ 質問です。通しp. 41「車椅子使用者用客席の分散配置について」のE社の回答の一番上に「大規模な競技場であれば対応は可能だが、競技場と比べて面積の小さい劇場・ホールや対応が難しい場合もある」という記載があります。具体的にどの程度のところでどういう状況が難しかったのか、このような場合もあるであろうという想像でのことなのか、実際に対応してこういう面で難しかったという具体例があれば教えて頂きたいと思います。

(事務局)

- ・ 具体的な数値はなかったが、一般的に大規模な競技場であれば何万席という単位を想定しているのではないかと思います。劇場・ホール等は、それと比較すると小さいということをイメージして頂ければよいのではないかと思います。

(委員)

- ・ 具体事例として、とても小さいところでこういう問題があったという、事例に基づいての意見ではなさそうだという理解でよいですか。

(事務局)

- ・ 具体事例の名前を挙げた意見ではなかったです。

(委員)

- ・ 了解です。ありがとうございました。

(座長)

- ・ 今のご質問に関連して、設計者、建築関係の方で、このくらいだと難しいということがありましたら、ご意見をお願いします。

(委員)

- ・ 先ほど紹介された武蔵野の森もそうなのですが、水平方向の分散対応は段々とできており、今後建つスタジアムや劇場や映画館も、どこかで対応できると感じております。ただ、垂直方向での分散となると、競技場クラスであればいろいろな可能性が出てくるだろうという期待があるのですが、劇場、映画館、市民ホールのクラスでは経済論理が働いて、実際のところ、設計者もそこまで踏み込めてないのではないかと感じております。
- ・ 最終的に設計者と建築主で決定される部分が残ってしまいますので、できるだけ当事者の

方々も、最終段階まで設計行為に入っていけるようなシステムが必要なのではないかと感じています。

- ・ 福祉のまちづくり条例によっては、各自治体で、ある規模のものは必ず当事者を入れて、その結果を示してくださいとなっていますが、全国的に統一されたものではありません。また、条例ですので、国立の機関や国に準ずる機関が設置する建物に関しては、当事者を入れるという義務が働いてはいません。国全体として、そういった施設においては、当事者の方々の意見を必ず踏まえ、どう反映したかを示す。競技場、スタジアムにおいても、アリーナ席の要望も実際にはあるのではないかと、その辺も含めて垂直方向の対応を今後広めていく必要があると思います。今のところ規模の小さい劇場、市民ホールクラス、映画館が難しい状況があり、そこを改善する必要があると設計者の立場としては考えています。

(委員)

- ・ 確認ですが、もともとあった場所を改修する場合は難しいことは想像しやすいのですが、新築の場合は、大規模であろうが小規模であろうが、最初から設計をちゃんとしておけば、費用面の問題があるかもしれませんが、技術的な問題という部分ではそんなにハードルは高くないという理解でよろしいでしょうか。

(委員)

- ・ 実は小さい劇場、ホール、映画館でも、やり方さえ考えれば、建築的には難しいことではないと思います。ある程度一般席が減ることを前提として設計するというところに世の中がなっていけば、社会的に建築主にも受け入れられていくのではないかと。建築的・設計的に難しいという話ではないと思います。

(座長)

- ・ これまでのホール、劇場、映画館等、計画の前提が変わっていけば、先ほど心配されているような部分も解決されていくのではないかとのお答えでした。他はいかがでしょう。

(委員)

- ・ 通し p. 20、カリフォルニア州法のサイトラインの確保と同じように、観客が座っている場合／立っている場合毎に、他の観客と同じ条件で(頭上又は肩越し)で障害者が見通しを確保できること、サイトラインを確保できるという原則を基本的には当てはめてもらいたいと思います。
- ・ 「定量的な基準はない」とありますが、カリフォルニア州では、全体の席数に対してどれぐらいつくりなさいという定量基準は全くないということなのか確認させてください。

(事務局)

- ・ 通し p. 20の中段にある「定性的な基準はあるが、定量的な基準はない」については、サイトラインの確保に係る部分の基準の内容になります。ご質問いただいた車椅子使用者用客席の数や割合については、通し p. 47ページにあるとおり、4～25席であれば1席という基準があることを補足させていただきます。

(委員)

- ・ 定量というのはどういう意味合いなのか、説明をお願いします。

(事務局)

- ・ C値という検証方法があると先ほど説明しましたが、例えば「C値：90mm以上」というように

測ることができる数値基準等はないという意味です。「定性的」な基準とは、状態を示している基準という意味となります。

(委員)

- ・ 通しp. 11、主なヒアリング結果②で「前列の観客が立った状態でのサイトラインの確保は困難であるとの意見もあった」とありますが、これはすべての車椅子使用者用客席についてサイトラインの確保を担保することは困難だということを設計者がおっしゃられているのでしょうか。
- ・ また、その下の「サイトラインを阻害しないよう、75cm程度の高さとし、形状を工夫しているとの回答があった」とありますが、形状を工夫するというのは、どんな形で、どういうふうな形状を工夫したのか、具体的に教えてもらえればありがたいと思います。

(事務局)

- ・ 「前列の客席が立った状態でのサイトラインの確保は困難である」との意見は、劇場等を主に設計している方の回答になります。つまり、ふだん前列の方が立つような状況を想定しない施設をイメージしてご回答頂いたと認識しております。

(座長)

- ・ 前列の客席が立った状態でのサイトラインの確保は困難であるというご意見については、劇場、小ホールの部分によるのではないかとというのがヒアリング結果とのことでした。

(委員)

- ・ 前列の観客が立った状態がない想定の場合ということを理解しました。

(座長)

- ・ サイトラインといっても、皆さんが客席で普通に座席に座っている部分でのサイトラインの確保がまず1つあると思いますし、今回の議論のように車椅子使用者用客席も含めたサイトラインの確保もあります。そのあたりが設計のタイミングによって少し変わってきているのではないかと、総合的なことでコメント頂いたのではないかと推測されます。

(事務局)

- ・ 手すりの形状については、手すりの上の面を目線に沿って傾斜させるという工夫をしている場合もあるというご意見を頂きました。また、素材をガラスにする等の工夫をしているというご意見も頂いております。

(委員)

- ・ 武蔵野の森 総合スポーツプラザについて、一旦出来上がった後「Tokyo2020アクセスシビリティ・ガイドライン」に沿って改修したということでした。その後、3年たち、いろいろな催しがされてきたと思いますが、障害者個人や団体から、もっとこういう点を改修してほしい、工夫してほしいといった意見があったかどうかを教えてくださいたいと思います。
- ・ 2つ目は、車椅子観覧席は2階部分が多いと思います。武蔵野の森のようにガラス張であれば特段支障はないと思いますが、地方のアリーナでは、安全のために横棒の手すりが何本も重なるようになっていて、ひどいところだと110cm、120cm、その下が80cm、1mのところは3本ぐらいあつたりするところもあります。東京都の建築安全条例では、75cm以上の手すりを設けなければならないということなのですが、手すりを上下可動式にするということは条例的に、建築基準法的に無理なのかどうかということを教えてくださいたいと思います。

(座長)

- ・ 武蔵野の森 総合スポーツプラザで、2020大会以降、利用者等からの何か要望が出たかどうかというご質問については、サイトラインだけに限らないということによろしいですか。

(委員)

- ・ 全般的に教えて頂ければと思います。

(座長)

- ・ もう1つは、アリーナ席の車椅子使用者用客席で、地方都市でよく見られる、手すりが何本も横に出てきていて、見え方が非常に難しくなっている、高さの違うものが並んでいるというようなことがあり、このような手すりの上下移動が可能なのかどうかということのご質問です。

(事務局)

- ・ 武蔵野の森について回答します。ヒアリングでは、その後に客席について意見があったとのことはお話はなく、また改修を行ったというお話もありませんでしたが、更衣室において車椅子用のトイレを設ける、壁状になっていた洗面台の下部に車椅子の方の膝が入るスペースを設ける改修を行ったと聞いています。

(委員)

- ・ 気づかない点が1つ、2つずつでも出てきて、それを随時改修して頂けるということはあるがたいことだと思います。

(座長)

- ・ 2つ目の質問について、東京都の方で、これまでの経験で何かございましたら教えて頂きたいのですが、いかがでしょうか。

(委員)

- ・ 所管が異なっており、詳細を今お答えすることはできません。申し訳ございません。

(座長)

- ・ 愛知県の方では、手すりの可動の問題について、お聞きになったことはありますか。

(委員)

- ・ 手すりについて、趣旨は手すりの横棧等が可動できるかという意味合いでしょうか。横棧を可動式にするという経験や相談等はなく、私もお聞きしたことが初めてで、そのような事例は聞いたことがないです。

(事務局)

- ・ 一般論になってしまいますが、建築基準法の中では、特に客席の手すりの高さに関しての規定がないので、可動するとか可動しないというのはなかなかお答えができないです。基準の考え方ということで申し上げさせて頂くと、例えば最低ラインとして何cm以上にするとか、何cm以下にするというような基準があったときには、物が動く、動かない、可動する、可動しないということを考えると、可動した場合であったとしても基準を満たすようなものであれば、基準適合しているという考え方になるのではないかと思います。
- ・ 今日ご発言頂いている可動式の手すりがどういったものかはこちらのほうでイメージできてないので、別途議論を深めることができればと思います。

(委員)

- ・ 可動式というよりは、75cmまでが固定式になっていて、例えば90cm、110cmのところには別な高さの手すりがあって、もし110cmのところは視界を妨げるということであれば、110cmのところの手すりが取り外しできるのかなと思ったので、質問させて頂きました。そうすると視界が妨げられないと思います。
- ・ 地元の札幌市では、5年前ぐらいにできた新しいアリーナ・体育館で、手すりの高さが110cm、大人のちょうど目の高さぐらいに手すりがあり、猫背にならないと下のアリーナ席が見通せないというのがすべての車椅子対応席になっています。90cmだと妨げにならないので、90cmを残して、110cmの手すりを簡易的に一部分とれないものかと思いました。それが建築基準法や安全条例違反にならないかどうかということを含めて質問させて頂きました。

(委員)

- ・ 今の手すりの高さの可変について、池袋の劇場の2階席のタテ通路の先の手すりが75cmは確保した上で、観客が移動するときに転落しないように、可変で高さは高くするようにつくり方をしていたかと思いますので情報提供します。

(座長)

- ・ 客席と通路との交差部、分岐部などでの安全性の確保で、手すりの上端部が上下するという事です。札幌市の条例等も関係してくると思います。

(委員)

- ・ 短い期間に5つも調査して頂きありがとうございます。特に東京都の消防庁の客席固定の特例のことや、条例で手すりの高さが大体75cmとなっているのはよい情報だと思いました。また、アメリカの調査、特にカリフォルニア州の基準を詳細にご紹介頂きありがとうございます。とてもよくできている基準だと思いました。こういう基準をぜひ日本もつくって頂きたいと思います。
- ・ 2点、質問というか、意見です。今回アメリカの3つの自治体の基準を紹介させて頂きました。州のそういう基準と、連邦としてADAという障害者が利用できないとそれは差別になる法律があるので、結果的に二重の構造になっていると理解しています。州でそういう基準があって、それをつくっているというのもあると思いますし、それが無い州でもADAに基づいて障害者が利用できなければ差別になるので、訴えられたら結果的には負けてしまう。ADAスタンダードという基準がWEBで詳細に公開されています。結果的にはほとんどの地域の建物はADAスタンダードの基準を満たしているという理解でよいですかというのが1つ目です。
- ・ もう一つは、アメリカの劇場とかコンサートホールで、この基準でつくられたホールをできれば1つ2つ紹介してほしいと思います。大きいスタジアムはこういうふうにすればよいというのはよくわかるのですが、劇場やコンサートホールでどのような工夫がされているのか、特に立った時にどのようにサイトラインを確保しているかをぜひ知りたいので、よい事例を紹介して頂けないかと思います。

(事務局)

- ・ 1点目のADAと各州の州法との関係については、ご発言頂いたとおりだと思いますが、日本の法体系とは随分違うということをご理解頂きたいと思います。我が国の建築基準法、関連法規としてのバリアフリー法との関係ということでいうと、我が国の場合はその基準を守っていないと、建築することができないという基準になっています。

- ・ ADAのほうも、実質的にはそれを守らないと、訴えられたら負けるという話なので、あえてADAを守らないようなものをつくるかということそれは多分ないと思うのですが、その法体系が違ふということだけのご理解頂きたいと思います。
- ・ 2つ目のアメリカのホールでよい事例があったら紹介してほしいということについて、我が国の中でも、ホールなどでうまく工夫しているような事例があるかということについて、引き続き考えていきたいと思っています。

(委員)

- ・ 私がアメリカの建築の法体系を勉強したのはかなり前なので、今は変わっているかもしれませんが、アメリカの場合には、連邦政府が建てる建物は連邦法、それ以外の建物は州法が適用されます。ADAについては建築法とは別の次元、事務局から話がありましたようにADAのアクセシビリティ基準を守っていなければ訴えられたら負けることになるという意味で強い拘束力も持っているという理解をしています。但し、アメリカには建築法に関するモデルコードがあり、各州がそれぞれの状況に応じてそのモデルコードを参照しながら州法を構成するという体系になっています。そのモデルコードについてはADAのアクセシビリティ基準に沿うように改定が進められてきたと理解していますので、州法の中にあるアクセシビリティ基準はADAのアクセシビリティ基準とほぼ同等になっているのではないかと考えています。

(座長)

- ・ 私の認識でも、アメリカの場合、州によって連邦法をどのように使っていくか、あるいはADAをどこまで入れるか、基本的にはADAの様々なガイドラインは連邦法の基準の中に入ってくる。ただし、実際にそれを管轄していく州の中のカリフォルニアであればカリフォルニア州のアクセス法の部分になってくると思います。そのあたりが一番強いと思います。
- ・ もう一つは、今日の資料にもありましたが、建築士の力量に求められている部分も実際にはかなりあるということだと思います。建築士の方々はもちろんADAに準拠しながら設計をすることは当然と聞いております。
- ・ 事例については、事務局からの説明でよろしいでしょうか。カリフォルニアでも新たな施設が建てられているという情報は入手しています。私も行くチャンスがあればぜひ行きたいと思います。ご一緒によろしく願いいたします。
- ・ 古澤委員より、可動式ではないが、サイトライン、手すりの工夫した写真を投影して頂けるとのことです。共有して頂いてよろしいでしょうか。

(委員)

- ・ 共有します。おかげさまで今シーズンもBリーグが開幕し、長崎市に完成したてのHAPPINESS ARENAです。客席数6,000弱のすり鉢状のアリーナになっていますが、車椅子席が、2階と3階それぞれにあり、お客様お好みで選択できるようになっています。また、エレベーターがあり、利用者の専用動線があることを現地で確認してまいりました。
- ・ 手すりについて、恐らくこれは75cmないし80cmの高さだと思いますが、車椅子に乗っている方が実際に手で持つ手すり部分と手すりの壁の部分に隙間があり、そこから覗き込めるような形に工夫している状況が見られました。ただ、座高とか車椅子によっては当然支障があると思うので、これが十分かについては、さらに工夫の改善が求められることも現地で話してきました。あくまで参考ということで受けとめて頂ければよろしいかと思います。

(座長)

- ・ ありがとうございます。客席数としても相当多いと思います。同伴者席も写真で見ている限りはかなりフリーな形で、両方の客席合わせてワンスペースが確保されており、これも新しい方式かと思います。
- ・ Bリーグについては、だいぶ報道されていますので、皆さん関心持っていると思います。頑張ってくださいと思います。

(委員)

- ・ 通しp. 12、主なヒアリング結果(概要)の⑤車椅子使用者用客席のサイトライン1つ目のポツの後ろに「車椅子使用者用客席のみサイトラインの確保を義務化することは、バランスを欠くとの意見があった」とあります。どの程度の強烈な意見なのかは別として、これは車椅子使用者の方に対する差別だと私は思います。削除してくださいとは言いませんが、こういう意見が設計者の方からあったということに驚愕をしております。
- ・ もう一つ、設計者の意向よりも建築主の意向というのがかなり出てきています。確かに建築費等々の問題があるのでしょう。昔は市民会館つくるときには、隣の町が1,500席の客席つくったのだから、うちは1,500以上にしろというような指示をする方がいらしたというのを聞いております。今は劇場というのは見やすさとか聞きやすさとか、それが中心になっていると思います。お客様に見せる、聞かせる、聞いて頂くということ、それが全ての方というのが大前提です。そこの枝葉として手すりが出てくると思います。
- ・ 手すりの高さの問題も一様に何cmというのめいがかかなと私は思っております。1階席の場合と2階席の場合、3階席の場合、それから一番後ろの立ち見席なら立って見る場合の高さ、これは全部違うと思います。一概に何cmではなく、最低の数字を出して高さを決めていくことが重要ではないかということです。

(座長)

- ・ ご指摘ありがとうございます。こちらのほうの資料の提供の仕方についても少し問題があったかと思います。お詫び申し上げたいと思います。事務局のほうで、前後関係含めて補足ありましたらお願いします。

(事務局)

- ・ 説明が十分でなかったこと、大変申し訳ありませんでした。⑤の1つ目のご意見につきましては、他の客席について見え方の義務基準があってそれと同様に見えるという基準であればよいが、サイトライン確保が、一般客席で義務基準ではないなか車椅子使用者用客席のみ義務基準とすることについて、基準のバランスがとれてないのではないかというご意見であると認識しております。
- ・ ご指摘頂きましたような、見えなくてよいというご意見ではないことはお伝えしたいと思います。

(座長)

- ・ 分散すると他の様々なところにも車椅子使用者用客席が出てきます。もちろん一般の客席もバルコニー席も含めて、見切り席などもたくさん出てくるとは思いますが、それと同等ということだと思います。
- ・ また一般の客席のサイトラインがどこまで義務化されているのか、あるいはされてないのか、

そういうこととの関係についてのバランスというご発言だったと解釈できます。そのように理解して頂ければ大変助かりますので、よろしくどうぞお願いします。

(3) サイトラインの確保等に係る論点(案)

以下の資料について事務局より説明

- ▶ 資料4「サイトラインの確保等に係る論点(案)」

(事務局)

- ・ 少し補足をさせていただきます。まず、この場にいる皆さんの認識の共有を図っておきたいのですが、我が国における建築基準法、建築基準法に関連する「建築基準関係規定」という言い方となりますが、バリアフリー法、消防法などが建築基準関係規定として入っています。それらも含めて建築確認の中で基準に合致しているかどうかということを審査して、合致しているものについて建築することができる体系になっています。基準への適合については、「^{きそく}羈束行為」と言われるもので、要は審査する側に裁量がない仕組みになっています。数字に合っているのか、合っていないのか、要は誰が見ても判断ができる形で審査をしているということです。議論の前提としてこの部分については認識をしておいて頂けると議論が深まりやすいのではないかと思います。

(座長)

- ・ ありがとうございます。「^{きそく}羈束行為」という一般的になかなか理解しにくいところですが、今わかりやすく裁量の範囲の話をして頂きました。裁量があることによって、場合によっては建築主や設計者にとって都合のよいこともあるのですが、そういうことをしますとバランスを欠いてしまいますので、そういうことがないような、誰でもが公平に対応できる、チェックできるような法の建付けになっているというお話でした。
- ・ それではこれから実効性の確保をどのように図っていくかという論点についての皆様方のご意見をお伺いしたいと思います。ここにつきましては、できる限り全員の方のご意見を伺いたいと思います。

(4) 意見交換

(委員)

- ・ 論点5について、結論から私の考えを述べますと、少なくともサイトラインに関して義務基準化はなかなか難しいだろうと思います。
- ・ 車椅子席の席数や論点の5-3の同伴者席の位置やスペースの義務基準化はそれほど問題なくできていると考えています。車椅子使用者用の便房を幾つというのは、法改正もされましたけど、同様の考え方で基準化できると思います。
- ・ 但し、車椅子使用者用の便房の作り方については法律ではなく設計標準の中で示していません。サイトラインを義務基準化するとサイトラインが確保できていないと法律違反になってしまうこととなりますので、サイトライン確保に関しては、まずは設計標準でしっかり説明をしておくことがよいと思います。
- ・ サイトライン確保の評価方法としては、C値が1つの考え方にはなると思うのですが、そのC

値の評価の仕方について、私も幾つかの基準なり法律なりをチェックしていますが、その計算方法などはっきり言ってよくわかりません。

- ・ 今日に関連資料の中でも通し p. 44にC値に関する式が書いてありますが、パラメータ（変数）が多すぎて、どこから決めていくのか、決まっていくのか、またC値は90mmでよいのか、150mm確保すべきなのか、とにかくパラメータが多すぎて非常に難しい。
- ・ そのパラメータの一つであるフォーカルポイント（どこが見えればよいか）も、スポーツ競技によっても様々です。スポーツ競技に限らず、劇場等で行われる演目によっても見えなければならない場所が変わってくる。それを車椅子席全席に対してチェック・評価していかなくてはいけないとなると、設計する側も大変ですし、審査する側も非常に大変になります。
- ・ サイトライン確保のためのC値確保について、何をパラメータとして考え、評価していかなくてはいけないのか、設計者側はその努力をするべきとは思いますが、それを現時点で義務基準として採用するというのは実際なかなか難しいと思っています。
- ・ 尚、C値に関してよくわからないという話をしましたが、いろいろな基準の考え方があって、例えば今回海外の基準として取り上げられていないですが、ヨーロッパマニュアルではもっと精緻にいろいろな数値の組み合わせでC値を計算しなさいと書いてある。様々な考えから日本としてどういう考え方でサイトライン確保を保証するのか、その方法を開発しなくてはならないだろうと思います。

(委員)

- ・ なかなか難しい内容で、不勉強なのですが、論点5-2の分散配置について、統一的・定量的な基準の設定等は、既存の劇場等についてはなかなか難しいのではないかと思います。これからつくり上げるような劇場、その他のアリーナ、競技場については、つくり方に応じて、1階席、2階席、3階席だとか、1階席と2階席しかないとか、観客定数に応じたつくり方によって分散配置の基準が変わってくるのかなと感じています。トイレにしても㎡数や階数に応じて最低設けなさいという基準と同じような形で、統一的・定量的な基準を、ある程度最低限設けながらやって頂くのがよいのではないかと思います。
- ・ 私もつい1週間前にアリーナでコンサートを見に行きました。私は片足義足で、年なものですから膝も痛くて、ほとんど立てないのですけれども、20曲ぐらいのうち、ようやく2曲ほどは立てて拍手したのですが、あとは前の方が立って全く見ることができない。音しか聞こえないという状況のコンサートに行ってきたところです。車椅子も含め、これから高齢社会がどんどん進んでいきます。何人か座ったままの方も見受けましたので、そういう点も含めて考えて頂ければよいと思います。

(委員)

- ・ 大原則として、カリフォルニア州と同じように、他の観客と同じ条件、頭越し又は肩越しで、見通しを確保できる、要はサイトラインを確保できることを大前提にして頂いて、その論点に入って頂きたいと思います。
- ・ 専門家の方たち、設計する方がどこまで可能で、どこが本当にできないのか、むしろ設計者の方にご意見を聞かせて頂ければありがたいと思います。

(委員)

- ・ 私は技術的なところはわからないのですが、ともすれば実効性を確保するというのは難しいのではないかと議論に入ってしまうと思うのです。先ほどの意見にもありましたが、日本の劇場、コンサートホール、スタジアムもそうですが、立ってしまったら全く何も見えない。車椅子の人はずっと見れない、音だけ聞くしかないというこの寂しさですね。阻害されている、そういうものしか今はないわけです。この実態をどうにか改善する、だからこそ義務基準で議論するのだという、そういう視点をぜひ持って頂きたいと思います。どうやったら実効性を確保できるのか、そのために知恵を出す。先ほど日本はどうするか、新しいことを開発しなければいけないとご意見ありましたが、そういうことも含めて、どうやったら確保していけるかという視点でぜひ議論を進めて頂きたいと思います。

(委員)

- ・ 私も細かな技術的なことは正直わかりませんが、前の国交大臣の赤羽さんと一緒に新幹線のバリアフリー化の検討会をやらせて頂いたとき、赤羽さんが「バリアフリーはその国の品格をあらわす」のだということを強く言われていたことが非常に印象深かったです。大臣にそういう言葉を言って頂き、リーダーシップで新幹線のバリアフリー基準を決めていった。世界一を誇れるような内容ができたという、それがとても心に残っています。そういう考え方に持っていく。なおかつ日本は今観光立国を目指してインバウンドも増やしていく、少子高齢化でどんどん人口減少の中で高齢者も増えていくというところで、車椅子の人も増えていく中で、人口はどんどん増えてはいかないとしても、車椅子利用者等は増えていくわけで、そういうことも含めて、多くの人が社会参加をしていく。海外の車椅子ユーザーの方も、どうぞ来てくださいという日本にしていく、赤羽大臣が言われていた「国の品格をあらわす」のだという、そのスピリットというのを、新幹線だけでなく、すべてのものに適応していくという、そのぐらいの気概がほしいという気がしています。
- ・ C値の出し方が用途によって難しいと言われていましたけれども、それは何となくわかるのですが、それこそ実証実験をやったらよいのではないかと。例えば新国立競技場は非常によいと思いますけど、いろいろな角度で、コートを中心からとるのか、もしくはコンサートで大体多くステージから見たときにどうなのか、用途がたくさんあるとはいっても、そんなに何十通りとか何百種類あるわけではないと思いますので、幾つかのパターンを想定して、実証実験をしてみてということをしていったら、日本版のC値の出し方はあるのではないかと気がしています。それこそ映画館や劇場であれば、舞台の使い方としてそんなに大きな変化はないと思いますので、ものすごく難しいことではないのではないかと、素人考えで言っているのですが、そう思います。
- ・ とにかくそういうことをしていかないと、結果的に、車椅子ユーザーは前の人が見えなくなる、これは現実問題そうなので、それを放置してよいのかという話になる。それをこの新基準を決めるに当たって、義務基準が難しいという前提で本当に考えるべきなのか。設計標準でやってきた中で、もうそろそろ義務化に踏み込んでよいのではないかと。そういうことが増えていく、それが例えば、今Bリーグ、Jリーグ等いろいろなプロリーグができておりますが、すべてのスタジアムがそうなるっていく。国体であれば毎年順繰りに各都道府県を回っていくわけですから、そのときには必ず義務化を適用していくということになれば、四十何年後かには全都道府県がそうなるわけですから、そのような形でもう義務化に踏み切ろうと

いうぐらいの、赤羽大臣の「品格をあらわす」という、あの言葉をぜひ共通認識として議論ができればと切に願うところです。

(委員)

- ・ リーグとは異なり、実際に興行を行うクラブは株式会社、事業会社であるためそうした観点から常々いろいろな声を聞いています。それも勘案しながらでございますが、大前提として、我々Bリーグにおいては、第1回の検討WGで触れられたBリーグのアリーナ検査要項の規約を遵守しなければ、そもそもライセンスが交付されないというルールがあり、「すべての席はコートが見渡せる状態であること」という要件定義がなされています。その中で、総観客席数と車椅子席のそれぞれの、本当に最低限ここは絶対守らなければならないラインが定められていて、それを具備して頂いているということになります。
- ・ 先ほど長崎の例をお示ししましたが、新設アリーナにおいては、専用の車椅子席には随行の方と一緒にお二方座るところがありますし、2階、3階にもフロア毎のバリエーション、選択の自由もあるという工夫が施され始めていると捉えています。
- ・ 我々Bリーグ・クラブもそうですが、一般的にアリーナに関しては一時的な間借りをして興行される方が大半だと思います。先ほどのコンサートのうちの数曲しか座って聞けなかったというのは、どちらかというと興行主に対する最大限の配慮が求められると思いますし、我々も身の締まる思いを感じました。
- ・ 設計、ルールにおいて、義務化してしまうというところは難しいと感じているため、ガイドラインというか、目安みたいな形にしてはどうか。基本的にアリーナを借りて興行を行う方は常設席に加えて、仮設でも席をたくさん設けるので、仮設席の中でどういう運用となるか、それを想定してそのようなエリアを設けられるよう運用の範疇で検討することが最適解思いました

(委員)

- ・ 調査して頂きまして非常に勉強になりました。なかなかこれだというものを導き出すのは難しいかなと正直思っております。大前提として、やはり健常者も車椅子の方も同じように楽しんで頂けるところを目指すことには大賛成です。映画館とか劇場についても、健常者も車椅子の方にぜひご来場頂きたい、楽しんで頂けるようなものをつくれるのかを考えたいと思います。私のほうも不勉強で、具体的にこのほうがよいのではないかとということが申し上げられる部分がありませんので、引き続き今後も勉強させて頂ければと思います。

(委員)

- ・ 論点1の部分について、審査の方法をどうするかというのはありますが、ガイドライン何なりで、割と細かく決めて、それが新しい施設に、又は大規模改修のときの施設に反映されるとよいと思います。
- ・ 違った観点として、市民会館などをつくる時、普通の市民の方だけで委員会をやることが多いのだと思うのですが、そこに当事者の方に入って頂くということが、とても重要だと思います。これを基準法、建築のルールのところでは書ければベストなのですが、そのようなことをぜひ記載されるとよいのではないかと。
- ・ 劇場であれば1,000人~3,000人ぐらいまでの席数で、見えない席をつくったら、それは売れないです。商売にならないので、必ず見えるようにする。要するにサイトラインをきちんと

確保する。これは通常の席も車椅子席もすべて含めてだと思えます。ぜひその趣旨、特にサイトラインについての趣旨を、具体的に最初に述べて頂いて、細かい部分の記述に入って頂くとよいのかなと思えます。

(委員)

- ・ 皆様のご意見ごもっともだと思います。論点5-1、5-2、5-3の前に、そもそも思想的なもの、車椅子使用者の方もそうでない方も皆が同じように見られる環境をつくらなければいけないという大前提があったうえで、1、2、3をどう定量化等をしていくかという話があるべきだと思います。
- ・ 2、3につきましては、例えば車椅子使用者用のトイレの設置数等の考え方と同じように、何らかの施設規模や構成に応じた設定をすれば、2と3は入れ込んで建築確認に審査の対象にすることはしやすいのかなと個人的には思います。
- ・ 一番問題なのは5-1のサイトラインです。これについては前回のときも皆さんからいろいろな使い方がるので、どこをどう見て、どう設定するのかというのが難しいでしょうと意見があり、もしこれを審査の対象とするのであれば、例えばバスケットの場合はここを見なさい、バレーボールの場合はここまで見えなければいけない等々の、見えた先のフォーカルポイントの基準を国として決めなければいけない。そして、それを評価するための、今出ている「C値」でよいのかどうなのかを国として決めなければならぬ。その何らかのC値みたいな基準が決めたフォーカルポイントにどう見えているのかというのを出しなさいとして、初めて統一的・定量的な基準になり得ると思えます。それができるのかというのが、今までの私の経験の中では、かなりハードルが高いですし、その妥当性、適切性を審査側の方がうまく評価・判断するレベルまでたどり着くのは大変なのではないかと思えます。
- ・ まず暫定的な措置としてガイドライン等で考え方を示すというのが1段回目で、ゆくゆくC值的なもの、基準およびフォーカルポイントの基準を決めていき、最終的にそこにいつの日か行けるとというのが今現実的なところかなと感じております。

(委員)

- ・ 今ご発言あったとおり、バスケットボール、バレーボールについては、国際大会をやるときの基準等が別途あります。そうするとコート向きとか、そもそも中継カメラの置く位置とか全部変わってくるので、設計側でバスケットボールを見るときはここを想定していたが、使えないケースが多々あります。そういった意味でも難しいということについて補足説明させて頂きました。

(委員)

- ・ サイトラインの確保をどうするかについて、サイトラインは当社においてもC値を使っていますが、それをある一定のレベルに揃えるというのが実際難しいのかなと思えます。大体のケースは基本的にはそれを社内基準として確認していますけれども、それが斜め方向、一番奥の方向、中間地点とか、1,000席あれば1,000席全てのサイトラインが確保されているかどうかをどうやって検証するのか。代表的なところは大体判明しますし確認することができますけれども、たまたま2~3席、どこかにスポット的に見えないところがあるとか、恐らくそういったところまで行ってしまうのではないかと危惧します。基本的にはC値を意識しながら設計しているのが現実的なところではあります。審査が難しいのではないかと、万が一

のときの対策が難しいのではないかを危惧しています。

(委員)

- ・ サイトラインの論点1について、最近の経験的な話をさせて頂くと、陸上を見に行ったときに、フィールドは全部見えるが幅跳びのところだけが見にくかったりしました。その競技によつてのフォーカルポイントが変わってくると思うので、かなり細かくガイドラインというか、基準をつくっていくことがまず先かなと思います。
- ・ 論点2については、審査等できるかと思うのですが、慎重に検討が必要なのは、規模のところでは、ここまで確保しなければいけない、この規模以下はここまででよいよという、規模なのか用途なのかによると思うのですが、その辺の基準、どこで線引きをするのかというところは慎重な議論が必要になるのではないかと思います。

(委員)

- ・ 論点5-1のサイトライン、5-2の分散配置の審査について、少し重なるところなので併せてお伝えしたいと思います。先ほどご説明頂いたように、「羈束行為」という考え方ですと、例えば今の誘導基準でいう「容易に視認できるか」といった基準に対し、新しい方法なのか、数値のようなものではないかもしれないのですが、これがあれば確保できているという明確な答えを定める必要があると考えています。
- ・ ヒアリングの結果で、サイトラインについては、C値をはじめ多くの検討方法があるということを紹介頂いたところですが、審査をする視点においては、これらの多くの工夫されている検討方法それぞれがどういった仕組み・方法で見え方の検討がなされたかを確認することが重要と考えます。その上で審査ができるのかと考えているところです。
- ・ 通しp. 21で紹介いただいたカリフォルニア州の考え方があります。この考え方を前提として、サイトラインと同様に分散配置においても全体が見えやすい席や舞台から近くで見える席等様々あることも把握した上で検討していくということが大事なかなと思っています。この分散配置については、サイトラインと相関しているといえますか、関係が深いところがありますので、審査の視点を持ちながら、並行して基準の検討を進めていくことが必要だと考えておるところです。
- ・ 最後の論点、同伴者席又はスペースのところですが、こちらも幾つかの事例をお示し頂きました。こちらについては、必要なスペースの確認等ができれば数値も定めることができ、検討が進められると審査ができていくのではと考えています。

(委員)

- ・ 可視線(サイトライン)について、どのような形で適合性を確認すればよいか、どのようにして審査すればよいかになど課題が多く、私もとても難しいと感じています。スタジアム、アリーナと大きな建物になればなるほど、確認する範囲が広がるので、例えば断面図を添付させるにしても、様々な角度でスタジアムの隅から隅までの断面図が必要となるなど、そういったところまで確認した上でサイトラインを審査しなければいけない。こういったことから、すべての車椅子客席で見やすい可視線を審査するのは難しいのではないかと感じました。
- ・ また、基準をつくるのであれば、完了検査の際、どのようにサイトラインの適合性を確認するか、今後考えていく必要があるのではないかと思います。
- ・ 分散配置の基準についても、具体的な数値でお示しして頂かないと、垂直・水平の分散がど

ここまでならOKかを判断できないと思います。もし基準を定めるのであれば、審査する側としては具体的に示して頂きたいと考えます。

(委員)

- ・ 資料説明により、状況や設計者さん側のご意見等をうかがえて理解が深まりました。意見については、審査の立場からしますと、論点5-2、5-3については、概ね基準化されることが想定される内容なので、定量的なものを出して頂ければある程度想像はできるかなとは思いました。ただ、論点5-1については、何名かの委員の方の発言にもありましたが、明確な基準がありませんと、特に我々民間の指定確認検査機関の立場ですと、法解釈の判断をつかさどる行政庁とは異なるので、審査が難しいと想像しております。
- ・ 法律的なところをいえば、建築確認は客観的・準則的な手続ですから、裁量を持った判断は難しいので、基準は明快にして頂く必要があると思います。仮に定性的な基準を含めて基準化されている場合については、今日参加されている設計者さんの皆さんにおかれてもいろいろな手法で検証はされていると思うのですが、いろいろな設計者さんおられますので、良い・悪いも含めていろいろな形態のサイトラインが生じてしまうことが懸念されます。そうすると、車椅子使用者の方々にとって、実効性が確保できるのかというのが懸念されると思いました。
- ・ 定性的な内容をこちらでチェックする場合においても、資料にあるように、3Dやパース等、いろいろな方法で検証されていることを思えば、建築確認手続の性格上、技術的に審査が難しいと思います。定性的な基準にしか及ばないのであれば、建築確認とは別の手法、あるいは場で、実効性を担保する方法もご検討頂くのも1つかなと思います。特に設計士さんのご意見等を踏まえると、規制的手法ではなくて、どちらかという、誘導的な手法、今まで省エネのラベリングとか、あるいは税制措置とか、別途出されています福祉のまちづくり条例の届出、興行場法の届出、そうした別の場で自由度を持たせながら誘導を図っていくという方法も、今の段階では適切かと思えますし、そうした取組をどんどんしていきながら、サイトラインの確保の手法や検証が社会的に当たり前になってきた段階で規制手法に図っていくこともよいのではないかと思います。BIMの検討、3Dモデルによる設計図書の作成も並行して検討されており、今後検証方法がよりわかりやすくなっていく中で、規制的手法に変えていく、段階的に進めていくのもあると思います。

(委員)

- ・ 審査者団体として本日のお話を伺わせて頂きました。まず建築確認については、図面上建築基準関係規定について法適合が確認できることを審査させて頂いております。それに基づいて、本日の論点5-1、5-2、5-3を、審査が可能かというところを考えさせて頂きました。論点5-1について、こちらは皆様がおっしゃるように、用途・規模に応じてサイトラインというものが変動していく、それを定量基準を設けて審査するということが難しいのではないかというのは感じました。サイトラインを確保していくことについては、建築主様、設計者様の配慮をもとに設計標準で示すことで確保していく、そういった流れになるのではないかと感じました。
- ・ また、論点5-2、こちらは分散の定義がしっかり定められ、数値基準が明確になれば審査自体は可能とは思っていますが、規模だったり、用途だったり、分散の定義があいまいに

なっていってしまうと、審査は難しくなってくると思います。

- ・ 論点5-3については、同伴者のスペースというものを数値化することが可能だと思いますので、必要な寸法等が数値化されて、そちらが示されるのであれば、建築確認において審査することは可能と考えております。

(委員)

- ・ 皆様のご意見伺っていて、質問になってしまいますが、いろいろな使い方があるので定量化するのは非常に難しいというのは、わかるような気がします。ですが、車椅子席でなく一般席において、全席、いろいろな使い方によってサイトラインは確保されているのでしょうか。自分が車椅子でなかった時代のことを考えると、すべてのところ、例えば先ほど走り幅跳びの話がありましたが、健常者の人が座る席においても、競技の場所によっては見づらい席はたくさんあったような記憶です。車椅子席においてすべて基準を満たさなければというのは、逆に深く考えすぎなのではないかという気はしていて、一定のコートの中心とか、長方形のコートだったら、全体は必ず見えるけれど、というぐらいの基準でいけないのかなと思います。例えば色分けではないですけど、この席についてはその基準を満たしていません、この席は端っこのここは見えませんとするなど、そういう工夫で、すべてを満たす席ではないということもあり得ますという感じで対応できないかなと思いました。
- ・ とにかく義務化が難しいというのであれば、どうやって実効性を確保するかということを考えていきたいということをお願いしたいと思います。

(座長)

- ・ 大変申し訳ないのですけれども、時間になりましたので、このあたりで少し整理をさせていただきますと思います。今回の実効性の確保をどうするかについて、審査の難しさ、あるいは様々な計画のときに当事者が加わることの必要性等もご意見として出されました。それから現在様々な審査方法が3Dモデルも含めて変化しつつある中で、どこまで対応できるか、時間的な問題もあるかと思えます。
- ・ すべての人たちが同じような条件で観ていくときに、車椅子使用者でも障害の有無に関わらず、同じような部分、見え方、楽しみ方をする、これを享受する、ということは皆さん共通の理解だと思います。どなたもおっしゃっていましたが、そういうことを前提として、どのようにサイトラインの確保ができるかということを中心にさらには事務局のほうで検討を進めて頂きたいと思えます。
- ・ いろいろと困難な課題もありますが、困難をそのままに置いておくわけではなくて、少しでも実際に観られる、一緒に楽しめる、そういう領域を拡充するというのが今回の検討WGの主題でありますので、そういうことに向けた方向を今後も維持していきたいと思えます。完全なものにはなりきれない可能性もありますが、引き続きご協力をお願いします。

3. その他

- ・ 追加意見の提出について、事務局より説明

4. 閉会

了